

参 考 資 料

令和 8 年 9 月 定例会

目 次

内 容		頁
議員提案第 4 号関係	市長専決処分事項の指定の一部変更	1

市長専決処分事項の指定について

変 更 案	現 行
地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 180 条第 1 項の規定により、次に掲げる事項については、市長において専決処分することができる。 記 1 民事訴訟法(平成 8 年法律第 109 号)第 395 条の規定に係る訴えの提起に関すること。 2 目的物の価格が 1 件 2,000,000 円未満である事件についてする訴えの提起、和解及び調停に関すること。 3 1 件 2,000,000 円未満において法律上本市の義務に属する損害賠償の額を定めること。 4 1 件 500,000 円未満において地方自治法第 243 条の 2 の 9 第 8 項の規定による職員の賠償責任を免除すること。 附 則 この市長専決処分事項の指定の変更は、議決の日から施行する。ただし、第 2 条の規定は、令和 8 年 9 月 24 日から施行する。	地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 180 条第 1 項の規定により、次に掲げる事項については、市長において専決処分することができる。 記 1 民事訴訟法(平成 8 年法律第 109 号)第 395 条の規定に係る訴えの提起に関すること。 2 目的物の価格が 1 件 2,000,000 円未満である事件についてする訴えの提起、和解及び調停に関すること。 3 1 件 2,000,000 円未満において法律上本市の義務に属する損害賠償の額を定めること。 4 1 件 500,000 円未満において地方自治法第 243 条の 2 の 2 第 8 項の規定による職員の賠償責任を免除すること。